

保育施設のクラス年齢・保育の必要性の認定について

保育施設を利用するにあたり、住民登録をしている市区町村から必ず「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。さらに、保護者の就労時間などに応じて、「保育の必要量」を決定し、「クラス年齢」に応じて入所調整や実際の保育が行われます。

保育施設のクラス年齢

保育施設のクラスは4月1日現在の年齢で決まります。年度内に児童が誕生日をむかえた場合でも、クラスは変わりません。

令和6年度のクラス年齢(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

0歳児クラス	令和 5年(2023年)4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日生まれの児童
4歳児クラス	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和 2年(2020年)4月1日生まれの児童
5歳児クラス	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日生まれの児童

保育の必要性の認定基準

保育施設又は認定こども園(保育利用)を利用する場合には、子どものための教育・保育給付において、保育の必要性の認定(給付認定)を受ける必要があります。年齢により、2号又は3号の認定証が交付されます。

なお、企業主導型(地域枠利用)についても、2号認定・3号認定を受けることが可能です。幼稚園又は私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する場合の認定の詳細につきましては、保育課幼児教育担当へお問い合わせください。

認定区分	年齢	利用できる施設・事業
1号認定(教育標準時間)	3～5歳	幼稚園、認定こども園(教育利用)
2号認定(保育認定)	3～5歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)
3号認定(保育認定)	0～2歳	認可保育施設、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等

保育の必要性が認定されるためには保護者(原則父・母)が次のいずれかに該当する事が必要です。

① 家庭外・家庭内就労

保護者が仕事をするため、その児童の保育ができない場合
就労基準：月64時間以上(通勤時間・休憩時間を除いた、雇用契約上の就労時間)の就労

② 妊娠、出産

母親が出産の前後の期間、その児童の保育ができない場合
出産前後の期間：出産予定日の前6週目の日が入る月の初日から、出産日の後8週目の日が入る月末まで

③ 保護者の疾病又は障がい

疾病や負傷、又は精神や身体に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合

④ 親族の介護・看護

長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その介護・看護にあっており、児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑤ 災害復旧に従事

震災、風水害、火災その他の災害の復旧の間、児童の保育ができない場合

⑥ 求職活動

保護者が求職活動中(起業準備を含む)の場合
入所後2ヶ月以内に①の就労基準を満たす就労が確認できない場合には、保育施設の利用ができなくなります。

⑦ 就学

保護者が就学(高等学校、大学、大学院、専門学校、職業訓練校等)のため、児童の保育ができない場合(①に示す「就労基準」に準じた時間、日数を超えることが認定の条件)

⑧ その他

その他市長が必要と認める場合

保育の必要量

保育の必要性が認定された場合、さらに保護者の就労時間等に応じて保育の必要量が認定されます。保育の必要量の認定区分により利用できる保育時間が決まります。**※実際の保育時間は施設長が決定します。**

■保育標準時間認定

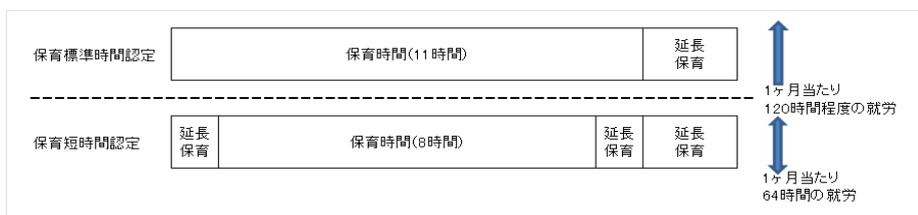
月の就労(就学)時間 120 時間以上が対象。1 日最大 11 時間保育(7:00~18:00)

■保育短時間認定

月の就労(就学)時間 64 時間以上 120 時間未満が対象。1 日最大 8 時間保育
藤沢市内の保育短時間認定の保育時間は8:30~16:30となります。

※就労(就学)時間とは、休憩時間・通勤(通学)時間を除いた雇用契約上の就労時間(カリキュラム上の就学時間)を指します。
※就労・就学以外の要件での利用についても、必要時間に応じて認定を行います。

例)保育時間イメージ



1 日の保育時間を超える場合は延長保育となります。また利用できる保育時間は保育施設の預かり時間内です。また、保育の必要量の認定につきましては、就労等の時間が 120 時間を基準として変わりますが、次のような場合は、**例外として保育標準時間認定**となります。

- (例 1)月の就労時間が 120 時間未満だが、実働時間が恒常的に 13 時から 18 時までである(シフト勤務を含む)
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。
- (例 2)月の就労時間が 120 時間未満だが、通勤時間等により保育ができない時間が 8 時間以上ある。
→保育短時間認定になると常に延長(時間外)保育を利用しなければならないため、保育標準時間認定となります。

延長(時間外)保育

上記の標準時間・短時間の保育時間を超過しての保育を延長保育(特別延長保育・時間外保育)といいます。延長保育を利用する場合は、通常の保育料とは別に延長保育料をお支払いいただきます。

公立保育施設の延長保育料については次の表のとおりですが、**その他の保育施設(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)の金額については施設ごとに異なりますので、保育施設へお問い合わせください。**

《公立保育園の場合》保育料の階層(P6)により、金額が異なります。

	標準時間	短時間
延長保育の対象時間	18:00~19:00	7:00~8:30、16:30~18:00
延長保育料 ※公立についてはP3に記載の第2子以降に該当する場合、延長保育は半額となります。	A~B階層：0円、C1~C3階層：1,000円 C4~C7階層：2,000円、C8~C9階層：3,000円 C10階層以上：4,000円	A~B階層：0円、C1~C3階層：100円 C4~C7階層：200円、C8~C9階層：300円 C10階層以上：400円

※公立保育園以外(法人立保育園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認定こども園)については、保育施設へ直接お問い合わせください。